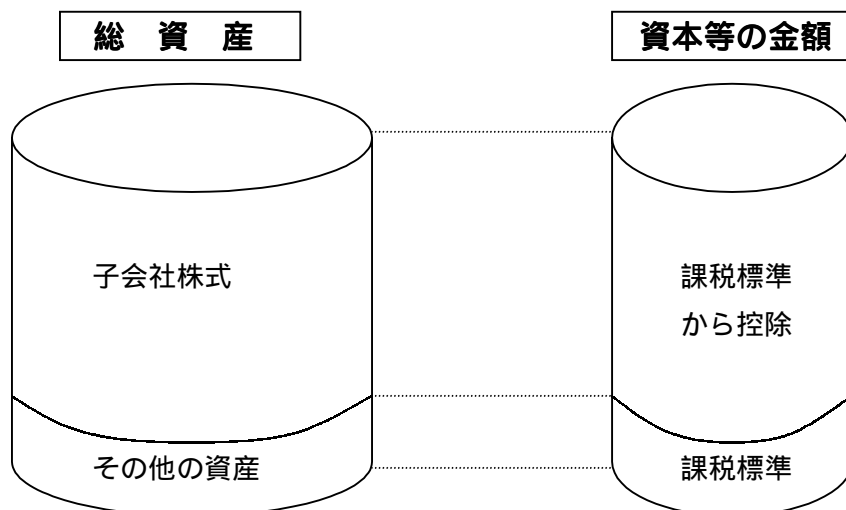


## 2 持株会社に係る資本圧縮措置



## 3 資本等の金額 1 千億円超の法人に係る資本圧縮措置

資本等の金額	算入率
1 兆円超の部分	0 %
5 千億円超、1 兆円以下の部分	25 %
1 千億円超、5 千億円以下の部分	50 %
1 千億円以下の部分	100 %

これにより、1 兆円  
以上の場合には、  
一律に  
4,250 億円となる。

< 資本等の金額 1 千億円超の法人に係る資本圧縮措置イメージ >

